



## DVは決して許されない人権侵害です

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、夫婦間や恋人（過去にあった関係も含む）など親密な関係で行われる暴力行為のことです。

暴力の形態には、身体的暴力・精神的暴力・性的暴力・経済的暴力・子どもを利用した暴力があります。DVは、大人だけの問題ではなく、近年では高校生や大学生など若い世代の恋人たちの間で相手を殴ったり、無理やり言うことを聞かせたりする「デートDV」が問題になっています。

「わたしらしい、わたし」であるため、勇気を出して相談してください。DVは決して許されない人権侵害です。

### みよし女性相談 相談員の声

**心理カウンセラー（相談員） 中川 浩子さん**

気軽に相談に来てください。心が落ち着きますよ。

最近の相談は、30代から40代の夫婦関係、離婚関係の相談が増えています。しかしまだ、自分では大したことがないと思っていたり、こんなことで相談なんて、と遠慮をする人が多いです。警察が対応して初めて自分が「DV」を受けているのだと自覚する場合もあります。

相談員と会話をしたり、相談するだけでも心が落ち着きます。ひとりで悩みを抱えず、気軽にご相談ください。

### みよし女性相談(予約制) 面接または電話相談

女性の視点に立った悩み・困りに応じます。安心してご相談ください。（※カウンセラーは三芳町に地縁はなく、プライバシーは厳守します）

（例）DV・セクハラ・夫婦間、家族のこと・自分の生き方・心身の不安・職場や地域の人間関係等

◎毎月第2・4金曜日午前11時から午後3時30分

◎役場1階 住民相談室

■無料 一人50分 【相談員】専門の心理カウンセラー

◎総務課人権推進係 ☎404・405 (274) 1055

---

### 女性のための法律講座

第1回 11月9日(水)「知っておきたい夫婦の法律知識(離婚等)」

第2回 11月16日(水)「知っておきたいドメスティック・バイオレンスの法律知識」

第3回 11月30日(水)「知っておきたい介護にまつわる法律知識」

※いずれも午前10時～正午まで

◎第1回、3回Ⅱさいたま共済会館・第2回Ⅱ埼玉会館

■一般埼玉県民(女性) ■無料

◎各回の前日までに電話予約。定員に達し次第締切

◎埼玉弁護士会 ☎048(710)5666



### ひとり親家庭等の医療費助成

町では、母子・父子家庭等のひとり親家庭等の皆さんが病気やケガで医療機関にかかった場合、その医療費の一部を助成しています。

### 新規に申請をする

助成を受けるには申請が必要です。

【対象者】  
母子家庭、父子家庭、親がいないため親に代わってその子どもを育てている養育者家庭、または父(母)に一定の障害がある家庭。

※18歳に達した日以後の最初の3月31日まで(障害20歳未満)の児童を養育している家庭で、所得制限があります。

【助成内容】  
保険診療にかかる一部負担金。  
※高額療養費、附加給付金、自己負担金を除く。

【自己負担金】  
■通院：医療機関ごと1か月につき千円まで  
■入院：1日につき千二百円

※市町村住民税非課税者については免除されます。

※学校におけるケガについては、治療までにかかった費用(薬局調剤分含む)が千五百円以上の場合は対象外となります。

(学校に申請してください。)

◆申請の詳細については、こども支援課児童福祉係まで問い合わせください。

### 更新の申請をする

■現況届の提出をお願いします。受給者証の有効期間が1月～12月のため、毎年11月に更新手続きに必要な受給資格の確認を行っています。該当される人には提出書類等を郵送いたしますので、手続きを行ってください。

なお、平成23年度(平成22年分)所得が未申告の方は、審査ができませんので至急、申告を行ってください。(8月の児童扶養手当現況届が済んでいる人は、手続きは不要です。)

◎こども支援課児童福祉係 ☎165 FAX(274)1051

## こども

### 10月から『子ども手当』が変わりました

これまで子ども手当を受けていた人も含め、皆さん申請が必要です。

### 申請をお忘れなく!

10月分からの子ども手当を受け取るには、支給対象となるか審査します。これまで受給していた人も含め、対象のお子さんを持つ人は必ず認定請求書を出してください。

(該当者には10月下旬に郵送しています) なお所得制限はありません。

※公務員の人は勤務先に申請

### 申請方法は?

- 【提出書類】
- ※公務員の人は勤務先に申請
  - 認定請求書(こども支援課にあります)
  - 健康保険被保険者証等のコピー
  - または年金加入証明書(国民年金以外の年金に加入している人)
  - 振込先口座通帳のコピー(請求者本人の名義のもの)
  - 印鑑

### 支払時期は?

平成23年10月～平成24年1月分は2月に支給。平成24年2月・3月分は6月に支給。

※2月の支給を受けるには1月6

### 支給額は?

平成23年10月分～平成24年3月分までの月額額は次の表のとおりです。※平成24年4月以降の支給額は未定です。

| 支給対象年齢    | 支給月額                               |
|-----------|------------------------------------|
| 0歳～3歳未満   | 15,000円(一律)                        |
| 3歳～小学校修了前 | 10,000円(第1子・第2子)<br>15,000円(第3子以降) |
| 中学生       | 10,000円(一律)                        |

■10月からの支給月額

### 経過措置があります

原則、申請月の翌月から支給となりますが、平成24年3月31日までに受け付けたものに限り、特例的に平成23年10月に遡って支給さ

れます。それ以後は申請月の翌月からの支給となりますので、ご注意ください。

### その他の変更点

- ・子どもの国内居住要件(留学中の場合等を除く)
- ・児童養護施設に入所している場合は施設の設置者に支給
- ・未成年後見人や父母指定者(父母等が海外にいる場合のみ)も要件を満たせば支給
- ・離婚協議中の別居の場合は子どもと同居している人に支給。単身赴任等は重たる生計維持者が受給者

### ご注意ください

- 以下の人は3月までに申請しても遡り支給できません。転出予定日、出生日の翌日から起算して15日以内に申請してください。
  - 10月以降に町に転入した人
  - 10月以降に子どもが生まれた人
  - ◎こども支援課児童福祉係 ☎167 FAX(274)1051
- ※公務員の人は勤務先にお問い合わせください。

## 募集

### 新規事業の採択について

平成24年度の予算編成過程において、新規事業の採択過程を公開し、住民の皆さんからの意見を募集いたします。

### 【目的】

限られた予算の中で、どの事業を採択し、どの事業を採択しないかという判断は、健全な財政運営の推進を図るうえで、慎重に行う必要があります。事業の目的や必要性、事業費を明らかにし、住民の皆さんから意見を募集することで、透明性のある事業採択を実施することを目的としています。

### 【意見募集方法】

- 募集期間：11月7日(月)～18日(金)
  - 募集方法：予算編成意見提出用紙を政策秘書室まで、メール・持参・郵送のいずれかの方法で提出。
- ※公表資料、予算編成意見提出用紙は、ホームページで入手できます。また、政策秘書室窓口(役場4階)でも配布します。

◎政策秘書室政策推進係 ☎422・423 FAX(274)1054

